平成２５年（フ）第５７６８号
大阪市城東区東中浜５丁目７番34号
債務者　竹中　生代
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８７０号
大阪市東住吉区矢田２丁目８番12号　コート東住吉205号
債務者　安達　直仁
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８８９号
大阪市平野区西脇４丁目６番８号　メゾンド・ヴェルジェ206
債務者　橋本　昌彦
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９４２号
大阪府東大阪市高井田西２丁目８番２号　高井田青山305号
債務者　芦原　宗子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９８０号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　大石　米三
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６００９号
大阪市都島区大東町３丁目７番38号阪本文化101号
債務者　久世　正春
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０１０号
大阪市都島区大東町３丁目７番38号阪本文化101号
債務者　久世　廣子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８０号
大阪市城東区野江４丁目２番18号　野江サンマンション３Ｄ
債務者　永吉　和彦
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８１号
大阪府守口市大久保町４丁目36番Ｂ―43号
債務者　小川　　茂
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０７号
大阪府寝屋川市東神田町11番１号
債務者　鷲　　徹也
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７９号
大阪府貝塚市半田1022番地２棟205号
債務者　森實　里美
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６０６号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目22番13号　グリーンハイツ４―Ｅ、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目17番31号
債務者　東　　孝徳
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６１７号
大阪府岸和田市南上町１丁目31番28号メゾンウエスト505号、前住所大阪府岸和田市南町２番22号
債務者　中川　直人
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６２１号
大阪府泉佐野市新安松２丁目３番40号、前住所大阪府泉佐野市羽倉崎上町１丁目３番10―212号
債務者　松井　良人
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６２２号
大阪府泉佐野市長滝2158番地の４
債務者　亀谷　有里
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３号
大阪府和泉市幸１丁目８番５―101号、前住所大阪府和泉市富秋町１丁目１番32号
債務者　出口　幸子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
大阪府泉北郡忠岡町高月南３丁目14番19号
債務者　迫田めぐみ
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係